

【貸与奨学生用】 適格認定の判定基準について

継続願の提出があった学生については、継続の可否を判断する「適格認定」を実施し、1年ごとに「学業」・「経済状況」・「人物」の3つの基準において、奨学生として引き続き適格性を有しているかの審査が行われ、学業成績等に応じて必要な措置がとられます。

従って、「奨学金継続願」を提出しても必ず継続して貸与されるとは限らず、奨学金の廃止・停止事由に該当する場合には、奨学金が廃止・停止されます。

学業成績の判定基準について

以下の基準で判断します。

《学部生の学業成績基準》

以下①、②の基準で判断し、①、②の措置のうち、より厳格な措置がとられます。

① 後学期終了時の総修得単位数の要件

措置\年次	学部1年次	学部2年次	学部3年次※
廃止	修得単位数が3単位以下	21単位以下	卒業研究未着手者
停止	廃止に記載している学業成績基準に該当するが、成業の見込みがあると判断される者		
警告	4～21単位以下	22～42単位以下	
継続	上欄に該当する者以外の者		

※地域創生 Tech Program 学生については、3年次前期終了時に福知山キャンパス開講科目の履修資格を満たさないと判断された者は、3年次の10月から「停止」となります。

② 本年度修得単位数の要件

措置\年次	修得単位数
停止	3単位以下
警告	4～21単位以下
継続	上欄に該当する者以外の者

《大学院生の学業成績基準》

秋学期終了時の修得単位数が0又はきわめて少ない者でなければ、「継続」となります。

注意!!

奨学金の休止・停止期間が通算2年を超える場合は「廃止」となり、奨学生の資格を失うため、奨学金を「辞退」しなければなりません。

<担当> 学生支援・社会連携課経済係
Tel:075-724-7143 (平日 8:30-17:00)
E-mail:shogaku@jim.kit.ac.jp